

下記の物品等をゴンドラ搬器内に持ち込むことは出来ません

1. 火薬類【火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第2条第1項に規定する火薬類をいう】
2. 100グラムを超えるがん具用煙火
3. 揮発油、灯油、軽油、アルコール、二酸化炭素その他の引火性液体【喫煙用ライター及び懐炉に使用しているものを除く】
4. 100グラムを超えるフィルムその他のセルロイド類（ニトロセルローズを主たる材料とした生地製品、半製品及びくずをいう）
5. 黄りん、カーバイト、金属ナトリウムその他の発火性物質及びマグネシウム粉、過酸化水素、過酸化ソーダの爆発性物質
6. 苛性ソーダ、硝酸、硫酸、塩酸その他の腐食性物質
7. 高圧ガス【高圧ガス取締法（昭和26年法律第204号）第2条に規定する高圧ガスをいう】
8. クロロピクリン、メチルクロライド、液体青酸、クロロホルム、ホルマリン、その他の有毒ガス及び有毒ガスを発生するおそれのある物質
9. 500グラムを超えるマッチ
10. 電池（乾電池を除く）
11. 前各号に掲げるもののほか、他の旅客に危害を及ぼすおそれのある品物